

2027年国際園芸博覧会 会場衛生実施計画

2026年10月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

目次

第1部	総則	1
第1章	はじめに	1
第2章	組織体制	1
第1節	会場内における衛生管理について	1
第2節	会場衛生に関する関係機関との体制	1
第2部	食品衛生対策	2
第1章	目的	2
第2章	会期前対策	2
第1節	食品衛生法に基づく営業許可手続き等への支援	2
第2節	食品衛生に係る協会への届出	3
第3節	自主衛生管理の推進	4
第3章	開催期間中の対策	5
第1節	HACCP に沿った衛生管理及び食物アレルギー対策	5
第2節	巡回点検及び調査	5
第3節	試食や無償配布等の取扱い	5
第4節	苦情・食中毒疑い等対応	6
第5節	自主回収に関する報告	6
第3部	環境衛生対策	7
第1章	目的	7
第2章	会期前対策	7
第1節	環境衛生関係の申請・手続きの支援	7
第2節	会場内施設の衛生対策について	8
第3節	ねずみ・衛生害虫等の事前調査	8
第4節	環境衛生関係知識の普及啓発	8
第3章	開催期間中の対策	9
第1節	建築物衛生に関する対策	9
第2節	レジオネラ症の発生防止対策	9
第3節	ねずみ・衛生害虫等の対策	9
第4節	建物及び設備の点検・調査	10
第5節	事故等発生時の対応	10
第4部	感染症対策	11
第1章	目的	11
第2章	平常時対策	11
第1節	基本的な感染対策	11
第2節	感染症予防対策の周知・啓発	12
第3節	感染症についての訓練の実施	12

第4節	感染症に関する情報の収集及び報告	12
第5節	会場内施設の衛生管理.....	13
第3章	感染症発生時の対策.....	13
第1節	感染症を疑う患者の対応について	13
第2節	関係機関との連携について	14
第3節	感染症拡大防止のための調査等への協力.....	14
第4節	汚染場所の消毒及び感染症を媒介する生物の防除.....	14
第5節	発生事例の検討及び予防対策.....	14
図1	協会、衛生管理室等の関係図（食品衛生・環境衛生）	15
図2	協会、横浜市保健所等の関係図（感染症関係）	16
別表1	主な感染症とその消毒方法	17

第1部 総則

第1章 はじめに

国際園芸博覧会に向けた会場衛生対策は、会場内の公衆衛生の保持を図ることを目的に、「食品衛生対策」、「環境衛生対策」、「感染症対策」の3つを対策の柱としており、これらは、過去の博覧会においても、必要な対策が講じられ、安全・安心な開催に不可欠な要素となっている。

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」とする）では、会場内の衛生管理について検討するため、「会場衛生協議会」において、その構成員となる学識経験者や関係行政機関の意見を踏まえ、2025年9月に会場内の感染症対策を含む衛生管理全般に関する基本方針を示した「会場衛生基本計画」を策定したところである。

同計画に基づく具体的な取組みを加速させるため、「会場衛生実施計画」を策定することにより、すべての来場者及び関係従事者が安心して会場内で過ごせるよう、各種取組の全体像を示す。

第2章 組織体制

第1節 会場内における衛生管理について

協会は食品衛生及び環境衛生対策として「衛生管理室」を設置し、横浜市保健所の運営により会場衛生基本計画及び会場衛生実施計画に基づく会場内の衛生管理を行う。協会は衛生管理室と相互に連携し、すべての来場者や関係従事者が安全・安心に会場内で過ごすことができるよう各種取組みを講じる。

第2節 会場衛生に関する関係機関との体制

会場衛生基本計画 第1部 第5章「組織体制」に定める会場衛生関係に関する組織体制について、以下のとおり定める。

○協会、衛生管理室等の関係図（食品衛生・環境衛生）・・・図1のとおり

○協会、横浜市等の関係図（感染症対策）・・・図2のとおり

第2部 食品衛生対策

第1章 目的

当博覧会については、開催時期が高温多湿な環境下で食中毒が発生しやすい時期であること、多数の利用客が会場内の飲食施設を利用することから、会場内の飲食に起因する集団食中毒が発生する可能性があり、これらに対し十分な対策を講じなければならない。

会場内の公衆衛生の保持を目的に実施する会場衛生対策として、食品衛生対策については、適切な衛生管理によって食品の安全性を確保し、すべての来場者及び関係従事者が安心して会場内で過ごせる環境を整備する必要がある。

協会は、本計画において、会場内での飲食に起因する事故の防止に必要な事項を定め、食品等事業者が適切な食品衛生管理を実施することにより来場者及び関係従事者の健康の保護を図ること、また、食中毒発生時に横浜市保健所等の関係機関と連携し事故の迅速かつ適切な対応を実施するための準備を行う。

第2章 会期前対策

第1節 食品衛生法に基づく営業許可手続き等への支援

1 食品衛生法に基づく営業許可申請手続き等への支援

協会は食品等事業者に対し、食品を取扱う場合については横浜市保健所（横浜市医療局食品衛生課）で事前相談を行うよう案内を行い、申請手続き等の支援を行う。

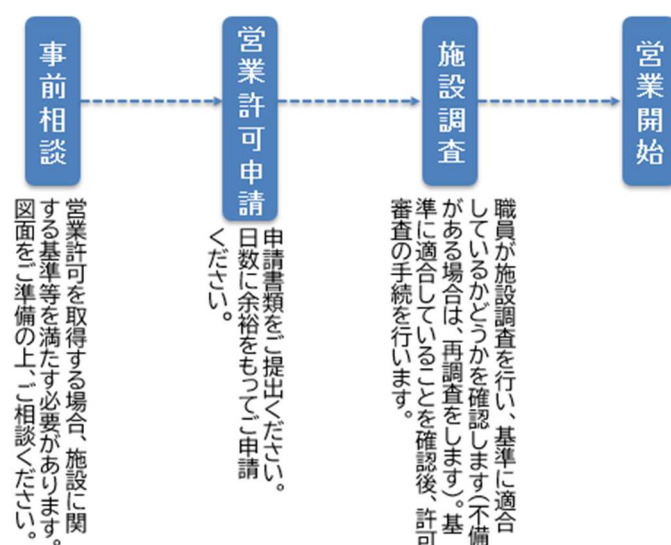
【参考】横浜市保健所への申請・届出の手続き案内について

《食品営業許可申請等手続きの案内》

協会は、許可申請手続きの効率化を図るため、食品衛生法に基づく営業許可業種に該当する事業を行う食品等事業者に対し、横浜市保健所及び協会内の関係部署と調整し、申請時期、申請場所や必要書類等について周知する。

- ・申請時期：別途案内予定（準備ができ次第～少なくとも営業開始の1か月前）
※会期直前は込み合うため時間的余裕をもって案内する。
- ・申請場所：原則、電子申請を案内する。（電子申請が不可能な場合、担当窓口を案内）

（許可取得までの流れ：横浜市保健所「食品営業許可手続のご案内」より一部抜粋）



《営業届出業種の届出の案内》

協会は、食品衛生法に基づく営業届出業種に該当する事業を行う食品等事業者に対し、営業を開始する前に、横浜市保健所へ営業届を届出するよう案内する。

- ・申請時期：別途案内予定
- ・申請場所：原則、電子申請を案内する。

第2節 食品衛生に係る協会への届出

1 食品衛生法に基づく許可・営業届出対象外業種の届出

協会は、食品衛生法に基づく営業許可や営業届が不要な食品提供行為や、不特定または特定多数に食品を試食、試飲、無料配布等で提供する参加者に対し、食品の提供を開始する前に、協会あてに届出を行うよう求める。

2 キッチンカーによる営業の届出

協会は、会場内においてキッチンカーによる営業を行う食品等事業者に対し、提供する食品等食品衛生に関する事項について、営業を開始する前に協会あてに届出を行うよう求める。（食

品衛生法に基づく営業許可や営業届出に関する保健所への手続き等の支援は第1節を参照)

3 食品衛生責任者の届出

食品衛生法に基づく許可や届出が必要な営業を行う場合は、施設ごとに食品衛生責任者を設置すること。協会は、食品等事業者に対し、設置した食品衛生責任者について協会あてに届出を行うよう求める。

4 協会及び関係機関との連携

協会あて届出された書類等については、衛生管理室と共有する。共有された書類等については、衛生管理室が行う監視指導や調査に活用される。

第3節 自主衛生管理の推進

1 食品衛生に関する講習会の実施

協会は、会期中における食品等による危害の発生の防止及び食品等事業者の衛生意識の向上を図るため、会期前に食品を取扱う関係従事者を対象に講習会を開催する。講習会は、必要に応じて、会期中も開催する。

・内容：食品衛生の基礎知識、HACCP に沿った衛生管理上の留意点（衛生管理計画及び手順書の作成を含む）、食中毒予防に関する実務的な留意点等

・実施時期：2027 年 2 月

・実施方法：対面または e-learning により実施

2 自主的な食品衛生管理の支援

協会は、食品等事業者が自主的な衛生管理業務が行えるよう、以下の支援等を行う。

① HACCP に沿った衛生管理の周知

協会は、講習会やガイドライン等で「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を周知する。

② 衛生管理計画書の作成支援

協会は、食品等事業者に対し衛生管理計画書作成を支援し、計画書に基づく作業の実施、記録及び保管の方法について周知する。また、開催期間中は食品等事業者が作成した衛生管理計画書が適切に運用できるよう支援する。

③ 食品衛生責任者実務講習会の受講勧奨

協会は、食品等事業者における食品衛生責任者が常に食品衛生に関する新しい知見の取得に努められるよう横浜市保健所等が行う食品衛生責任者実務講習会を受講するよう案内を行う。

第3章 開催期間中の対策

第1節 HACCP に沿った衛生管理及び食物アレルギー対策

1 HACCP に沿った衛生管理の支援

協会は、食品衛生法に基づく営業許可業種及び営業届出業種に該当する施設の食品等事業者に対し、食品衛生法施行規則に定められた一般的な衛生管理に関する基準及び HACCP に沿った衛生管理に関する基準に従い、以下の衛生管理を実施するよう求める。

- ① 施設の衛生管理、従業員の健康管理方法を定めた衛生管理計画書や、必要に応じて清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等についての具体的な方法を定めた手順書を作成すること。
- ② 作成された衛生管理計画書及び手順書について、従業員に周知徹底を図ること。
- ③ 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。
- ④ 上記③の記録等を定期的に検証し、必要があれば衛生管理の方法を見直すこと。

2 食物アレルギー対策

協会は、食品等事業者に対し来場者へ食物アレルギーに関する情報について、適切に提供するように求める。

第2節 巡回点検及び調査

協会は、食品等事業者に対して自主衛生管理推進（開催前及び開催期間中に実施する衛生講習会や HACCP に沿った衛生管理の支援など）を実施するほか、衛生管理室が実施する食品取扱施設の巡回点検・検査に協力する。協会は、当該点検や検査結果に基づき適切な衛生管理に関する指導・助言を行う。食品等事業者は指導事項に対する改善状況について、衛生管理室及び協会あてに報告する。

第3節 試食や無償配布等の取扱い

1 試食や無償配布に対する衛生管理

協会は、食品等事業者及びその他の参加者が試食や無償配布を行う場合、取扱う食品や数量等について届出内容を遵守させ、衛生管理を十分に実施するよう衛生管理室と協力し対応する。

なお、協会は、食品等事業者及びその他の参加者が試食や無償配布を実施する前に衛生管理室（開催期間前は横浜市保健所）へ相談するよう助言する。

2 試食や無償配布を行う場合に講ずべき措置

協会は試食や無償配布を行う者に対し、試食や無償配布を行う場合について衛生管理を十分に実施させるため必要な措置を求める。

3 ワークショップ等に対する衛生管理

協会は、食品を取扱うワークショップの主催者に対し、事前に衛生管理室（開催前は横浜市保健所）へ相談するよう助言する。また、衛生管理を十分に実施するよう衛生管理室と協力し対応する。

第4節 苦情・食中毒疑い等対応

1 食品に関する苦情への対応

協会は、食品等事業者及び試食や無償配布を行う参加者に対し来場者等からの食品に関する苦情を探知した場合、その内容について記録するよう求める。記録した苦情のうち衛生管理に関する事項に関しては協会及び衛生管理室に連絡し、指導・助言を受けるとともに原因を確認し、必要に応じて衛生管理計画を見直す等の対応を行う。

2 異物混入事案発生時への対応

協会は、会場内での飲食や試食・無償配布に関する異物混入の事案が発生し、当該事案が健康被害につながる可能性があるかと判断した場合は、速やかに衛生管理室へ共有する。また、食品等事業者及び試食や無償配布を行う参加者は、横浜市保健所及び衛生管理室が行う調査に協力する。

3 食中毒・食物アレルギー事案発生時の対応

協会は、会場内での飲食に起因する食中毒及び食物アレルギー事案が発生した場合、速やかに衛生管理室へ共有する。また、協会は、衛生管理室が行う調査（患者調査、施設調査）に協力する。

4 情報共有及び外部への公表

協会は、食品に関する事故等の情報について、必要に応じて、関係機関へ情報提供するとともに公表する。

第5節 自主回収に関する報告

1 自主回収に着手した場合の報告

食品等事業者は、食品衛生法又は食品表示法の違反（違反のおそれがある場合を含む）に基づく食品等の自主回収に着手した場合は、厚生労働省のホームページ内の食品衛生申請等システムを使用して遅滞なく行政機関に届出を行うとともに、同内容を協会及び衛生管理室あて報告すること。また、食品等事業者は、取扱う食品について自主回収の対象であったことが判明した場合、その内容を協会及び衛生管理室あて報告すること。

2 情報共有及び外部への公表

協会は、自主回収に関する情報について、必要に応じて、関係機関へ情報提供するとともに公表する。

第3部 環境衛生対策

第1章 目的

会場内の環境衛生対策については、建築物における空気環境、ねずみや衛生害虫等の発生及び侵入防止、飲料水の衛生確保等により会場内の環境を衛生的に保ち、すべての来場者及び関係従事者が安心して会場内で過ごせる環境を維持する必要がある。

博覧会の開催時期は3月から9月までであり、感染症を媒介する蚊の繁殖の時期を含んでいること、会場内に感染症を媒介する生物が生息するおそれのある環境があることから、感染症を媒介する生物の防除が求められる。また、会場には海外から多くの荷物が会場内に搬入され、荷物とともに健康被害を与える外来生物が侵入してくる可能性も警戒する必要がある。

設備等に起因するレジオネラ症の防止対策については、来場者に対する暑熱対策として会場内に設置されるミスト発生装置や水景設備等、人がエアロゾルを吸い込む可能性のある機器についての衛生管理も対策が必要である。

協会は、本計画において、会場内の環境を清潔かつ快適なものとするために必要な事項を定め、来場者及び関係従事者の健康の保護を図ること、また、環境衛生に起因する健康被害発生時に迅速かつ適切に対応するための準備を行う。

第2章 会期前対策

第1節 環境衛生関係の申請・手続きの支援

1 環境衛生関係手続きの支援

(1) 特定建築物の事前相談について

協会は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する「特定建築物」の所有者等に対し、横浜市保健所（横浜市医療局生活衛生課）へ事前指導を受けるように案内する。

(2) その他環境衛生関係の申請手続きについて

協会は参加者に対し、環境衛生関係法令等に基づく許可申請や届出等の手続きが必要な場合については横浜市保健所（横浜市医療局生活衛生課）で申請や届出内容に関する事前相談を行うよう案内する。

(3) レジオネラ症発生リスク設備の設置に関する相談について

協会は参加者に対し、エアロゾルを発生させレジオネラ症の感染原因となりうる設備（ミスト発生装置、水景設備等）を設置する場合について、横浜市保健所（横浜市医療局生活衛生課）へ事前相談を受けるよう案内する。

2 環境衛生関係手続きの案内

協会は、環境衛生関係の申請・届出手続きの効率化を図るため、横浜市保健所及び協会内の関係部署と調整する。また、参加者に対し、申請時期、申請場所や必要書類等について周知する。ただし、公式参加者及び営業許可を早期に希望する参加者については別途対応する。

- ・申請時期：2026 年 12 月以降
- ・申請場所：瀬谷福祉保健センター生活衛生課

第2節 会場内施設の衛生対策について

1 施設概要書の作成及び提出

協会は、多数の者が利用する建築物や衛生管理が必要な設備を運営・管理する参加者に対し、施設概要書の作成を求める。作成された施設概要書の提出を求め、その情報は衛生管理室と共有する。

提出時期：2027 年 1 月

2 環境衛生管理計画書の提出

協会は、多数の者が利用する建築物や衛生管理が必要な設備を運営・管理する参加者に対し、環境衛生管理計画書の作成を求める。また、作成された環境衛生管理計画書の提出を求め、その情報は衛生管理室と共有する。

提出時期：2027 年 2 月

第3節 ねずみ・衛生害虫等の事前調査

1 ねずみ・衛生害虫等の生息状況調査

協会は、会場におけるねずみ・衛生害虫等に関する生息状況について開催前に調査を実施し、実施した結果については、衛生管理室と共有する。

実施時期：2027 年 2 月

2 対策の実施

協会は、ねずみ・衛生害虫の生息状況調査の結果等に基づき必要な対策を実施する。

第4節 環境衛生関係知識の普及啓発

協会は、環境衛生上の適切な管理を促進するため、環境衛生責任者や関係従事者を対象とした講習会を開催する。講習会は必要に応じて、会期中も開催する。

実施時期：2027 年 2 月

内容：環境衛生に係る関係法令に規定する建物及び設備等に関する衛生管理について

対象者：環境衛生責任者及び建物及び設備の維持管理に携わる者

第3章 開催期間中の対策

第1節 建築物衛生に関する対策

1 建築物及び設備の衛生管理及び自主管理点検表の作成

協会は、会場内の建築物及び衛生関連設備の自主的な環境衛生管理を促進するため、参加者に対し、「環境衛生管理計画書」に沿った自主点検を実施し、その実施状況について、協会が示す様式の例を参考に「自主管理点検表」を作成し、保存するよう求める。協会または衛生管理室は事故等発生時、必要に応じ「自主管理点検表」の提出を求める。

2 特定建築物及び一般建築物の維持管理

協会及び参加者は、運営・管理する建築物が特定建築物に該当する場合、建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理し、特定建築物に該当しない場合であっても、同基準に準じて、維持管理を行う。

第2節 レジオネラ症の発生防止対策

1 設備の維持管理について

協会及び参加者は、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」に定める設備を設置する場合は、要綱に定める維持管理方法を順守する。

2 清掃、消毒の実施及び水質検査について

協会及び参加者は、人がエアロゾルを吸い込む可能性がある設備について日常の点検、清掃、消毒等により維持管理をし、必要に応じてレジオネラ属菌等についての水質検査を実施するよう努める。

第3節 ねずみ・衛生害虫等の対策

1 発生防止及び侵入防止対策

協会及び参加者は自己の管理する区域等においてねずみ・衛生害虫・ハチの発生について事前に対策を講じること。またこれらの生物を会場内に持ち込まないように、荷物等に生物が混入していないか十分に確認を行う。

例：ねずみ→ねずみに食害されるもの（廃棄物や植栽の肥料等）の保管管理を徹底する

建物ハチ→ねずみが侵入する隙間がないか点検し、必要に応じ防鼠施工をする

ハチ→建物や樹木に営巣していないか日常的に点検する

2 感染症媒介蚊の対策

協会及び参加者は開催期間中、感染症媒介蚊の発生防止のため自己の管理する区域等において発生源等の対策を実施する。

対策の例：蚊幼虫の発生源となる溜水の除去、蚊成虫の潜み場所になりうる草木の剪定等

3 害獣等の対応

協会及び参加者は、自己の管理する区域等において害獣等の侵入を防ぐ措置を講じる。害獣等の侵入が確認された場合は、来場者の安全に十分に配慮し、関係法令等を遵守し適切に対応する。

第4節 建物及び設備の点検・調査

協会は、参加者が実施する建築物の点検、空気環境測定、水質検査等に協力する。参加者は、当該点検や検査結果に基づく衛生管理室からの指導・助言に従って改善等を行い、改善状況について、衛生管理室及び協会あて報告する。

第5節 事故等発生時の対応

1 ねずみ・衛生害虫等発生時の対応

協会及び参加者は、自己の管理する区域等において、ねずみ・衛生害虫及び有害生物により健康被害が発生した場合や、発生するおそれがある場合は、適切に駆除等の対応を実施する。また、協会及び参加者は被害の発生及び拡大を防ぐため必要に応じて特定のエリアの立入制限や営業の停止等の適切な対応を行う。

2 来場者等からの苦情への対応

協会及び参加者は、来場者等からねずみ・衛生害虫等や、建築物及び設備の衛生管理に関する苦情が寄せられた場合は、その内容を記録するとともに、衛生管理室に連絡し、指導・助言を受けるとともに原因を確認し、必要に応じて設備を改善する等の適切な対応を行う。

3 水質検査等の基準値等超過時の対応

協会及び参加者は、飲料水又は雑用水等の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出される等結果が基準に合致しない時、若しくは建築物の環境衛生に起因すると推定される健康被害が発生するおそれのある時は、直ちに衛生管理室に連絡するとともに、その指導に従う。

設備を使用停止した場合、再開にあたっては再発防止策を検討し設備等が清浄であることを確認した上で、横浜市保健所の指導のもと使用を再開する。

4 情報提供及び外部への公表

協会は、環境衛生に起因する事故等の発生について、必要に応じて、関係機関へ情報提供するとともに公表する。

第4部 感染症対策

第1章 目的

会場内の公衆衛生の保持を目的に実施する会場衛生対策として、本博覧会が国内外から同時期、同じ目的で同一の場所・地域に多くの者が集まるイベント(国際的マスギャザリングイベント)であるといった観点から、協会は、環境及び食品衛生対策を含む、感染症予防に関する総合的な対策を行う必要があり、感染症対策については、国内の発生動向だけでなく、新たな感染症の脅威と国外からの流入も視野に入れつつ必要な対策を実施することで、すべての来場者及び関係従事者が安心して会場内で過ごせるよう環境を整備する必要がある。

コロナ禍以降、海外との往来が盛んとなる中、様々な感染症が流入・拡大するリスクがある。中でも、海外で感染拡大している感染症や感染力の強さや致死率の高い麻疹、侵襲性髄膜炎菌感染症、中東呼吸器症候群(MERS)、食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症等について、注意が必要とされている。また、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザを含めた急性呼吸器感染症の集団発生、会場で提供された食品が原因の集団食中毒についても注意が必要であり、日本特有の高温多湿な環境に起因した食中毒の発生や感染症を媒介する生物の発生にも警戒する必要がある。

協会は、本計画において会場内における感染症の予防及び感染症発生時に係る必要な事項を定め、来場者及び関係従事者の健康の保護と円滑な運営を図ること、また、感染症発生時に迅速かつ適切に対応し感染症の拡大を防ぐための準備を行う。

第2章 平常時対策

第1節 基本的な感染対策

協会は、感染症の発生及びまん延の防止のため以下の基本的な感染対策を実施する。

1 手洗いの励行

来場者及び関係従事者に対し、掲示物等を用いて啓発を行う。

2 手指消毒用アルコールディスペンサーの設置

感染リスクのある場所は消毒設備(手指消毒用アルコールディスペンサー)を設置する。

(設置例) トイレ、飲食店、農作業等の体験場所、その他施設(医療救護施設や屋内施設の入口等)

3 換気の励行

協会は、参加者に対し、施設内での感染対策のため、室内空気環境に留意した上で適切な換気の実施を励行する。

4 感染症媒介生物対策

来場者及び関係従事者に対し、掲示物等を用いて忌避剤の使用や草むらに入る場合は肌を露出しない服装をするよう啓発を行う。

第2節 感染症予防対策の周知・啓発

協会は、会場内での感染症の発生と食中毒を防ぐため以下の取組みを実施する。

1 感染症に関する情報の周知・啓発方法

協会は、来場者及び関係従事者に対し、感染症についての必要な情報を以下の方法により発信するとともに、自己による健康状況の観察や手洗い、必要に応じたマスク着用の推奨等の基本的な感染予防策を周知する。

感染症対策や食中毒防止のための普及啓発にあたっては、厚生労働省や神奈川県、横浜市が作成した広報媒体等を積極的に活用する。

(1) 来場者

掲示物、協会ホームページ等への掲載

(2) 関係従事者

参加ガイドライン第10章-4「感染症対策」、協会ポータルサイト等への掲載

2 来場者・関係従事者への予防接種の啓発等

協会は、来場者及び関係従事者に対し、感染症の罹患と来場者・関係従事者を媒介した感染を防止するため、ワクチンで予防が可能な疾患についてはワクチン接種の啓発を横浜市保健所と協力し行う。

会場内医療救護施設の医療スタッフについては、ワクチン接種歴（麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症）を確認し、未接種者へはワクチン接種の勧奨を行う。

第3節 感染症についての訓練の実施

協会は、行政機関の協力のもと、感染症発生時の連携体制や関係機関との役割分担を確認するための訓練を実施する。協会及び医療救護施設の医療スタッフは、標準的な感染症対策及び感染症発生時の対応を想定した訓練を実施する。

1 感染症発生時等の対応に関する訓練

感染症患者・疑い患者の発生を想定した実地訓練（行政機関との図上訓練を含む）

2 医療救護施設における感染症対応訓練

医療救護施設における標準予防策、感染症疑い患者への対応等の訓練

第4節 感染症に関する情報の収集及び報告

1 会場内サーベイランスへの協力

協会は、会場内における感染症の発生状況のモニタリングを実施する。参加者及び協会は、そのための必要な調査に協力すること。

2 関係従事者の健康確認

参加者及び協会は、感染症の発生及びまん延の防止のため、関係従事者の健康管理を日々行うこと。関係従事者の健康管理情報については日々、協会あて報告をすること。

3 感染症に関する情報の報告

基本計画 第4部 第1章 第2節において収集した情報について、感染症発生時に行政機関と連携した迅速な対応が行えるよう、定期的に横浜市保健所に報告する。報告の方法及び時期については別途調整を行うこととする。

第5節 会場内施設の衛生管理

1 食品衛生管理

飲食に起因する感染症への対策については、「第2部 食品衛生対策」を参照すること。

2 環境衛生管理

飲料水、レジオネラ症防止対策及び感染症媒介生物の侵入を防止する等の対策については、「第3部 環境衛生対策」を参照すること。

3 出展施設等の衛生管理

協会は、参加者が自ら管理する区域において、基本的な感染対策を実施するとともに関係従事者の健康管理をし、感染症の発生及びまん延防止に努めるよう求める。

第3章 感染症発生時の対策

第1節 感染症を疑う患者の対応について

1 感染症を疑う患者の対応について

医療救護施設において感染症を疑う患者に対応する際は、医師の指示のもと、必要に応じて、診療所内で感染対策を十分に実施し対応する。

2 新興感染症等を疑う場合の対応について

1類感染症、2類感染症（政令で定める感染症のみ）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（現在当該分類に位置づけられている感染症はない）及びそれらの疑いの患者、または新感染症の所見がある者については、速やかに横浜市保健所に連絡する。

第2節 関係機関との連携について

1 感染症診断時等における情報共有

協会は、会場内での感染症（疑いを含む）発生時や、会場外医療機関で来場者・関係従事者が感染症と診断された際は、必要に応じて、予め決められた連絡体制により、横浜市保健所や関係機関との情報共有を行う。

2 行政機関等の調査への協力

協会は、会場内での感染症（疑いを含む）発生時や、会場外医療機関で来場者・関係従事者が感染症と診断された際は、横浜市保健所や関係機関と緊密な連携を図り、必要に応じて、感染者の個人情報保護に留意しつつ、情報の共有や積極的疫学調査への協力を行う。

3 外部への公表

協会は、感染症に関する事案の内容に応じ、外部への公表が必要な場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に対応する。

第3節 感染症拡大防止のための調査等への協力

協会は、会場内の感染拡大、会場外への流出を防止するため横浜市保健所の指示のもと、必要に応じて、以下の取組みを行う。対応にあたる関係従事者は、個人防護具を着用する等二次感染防止に努める。

- ・病原体に汚染された可能性のある施設の特定
- ・施設の使用・利用の制限及び禁止
- ・来場者の誘導及び説明
- ・来場者及び関係従事者の健康調査
- ・関係従事者の就業制限の確認（疑いの場合を除く）

第4節 汚染場所の消毒及び感染症を媒介する生物の防除

協会及び参加者は、感染症の病原体に汚染された（疑いを含む）場所及び区域については、横浜市保健所の指示のもと、必要に応じて消毒を行う。（消毒方法については、別表1を参照）

病原体を保有している感染症媒介生物が確認された場所については、横浜市保健所の指示のもと、必要に応じて防除を行う。

第5節 発生事例の検討及び予防対策

協会は、会場内での感染症発生事例について、発生要因に関して専門家の関与のもと分析を行い、その結果を関係従事者に周知し、以後の感染予防に役立てる。

図1 協会、衛生管理室等の関係図（食品衛生・環境衛生）

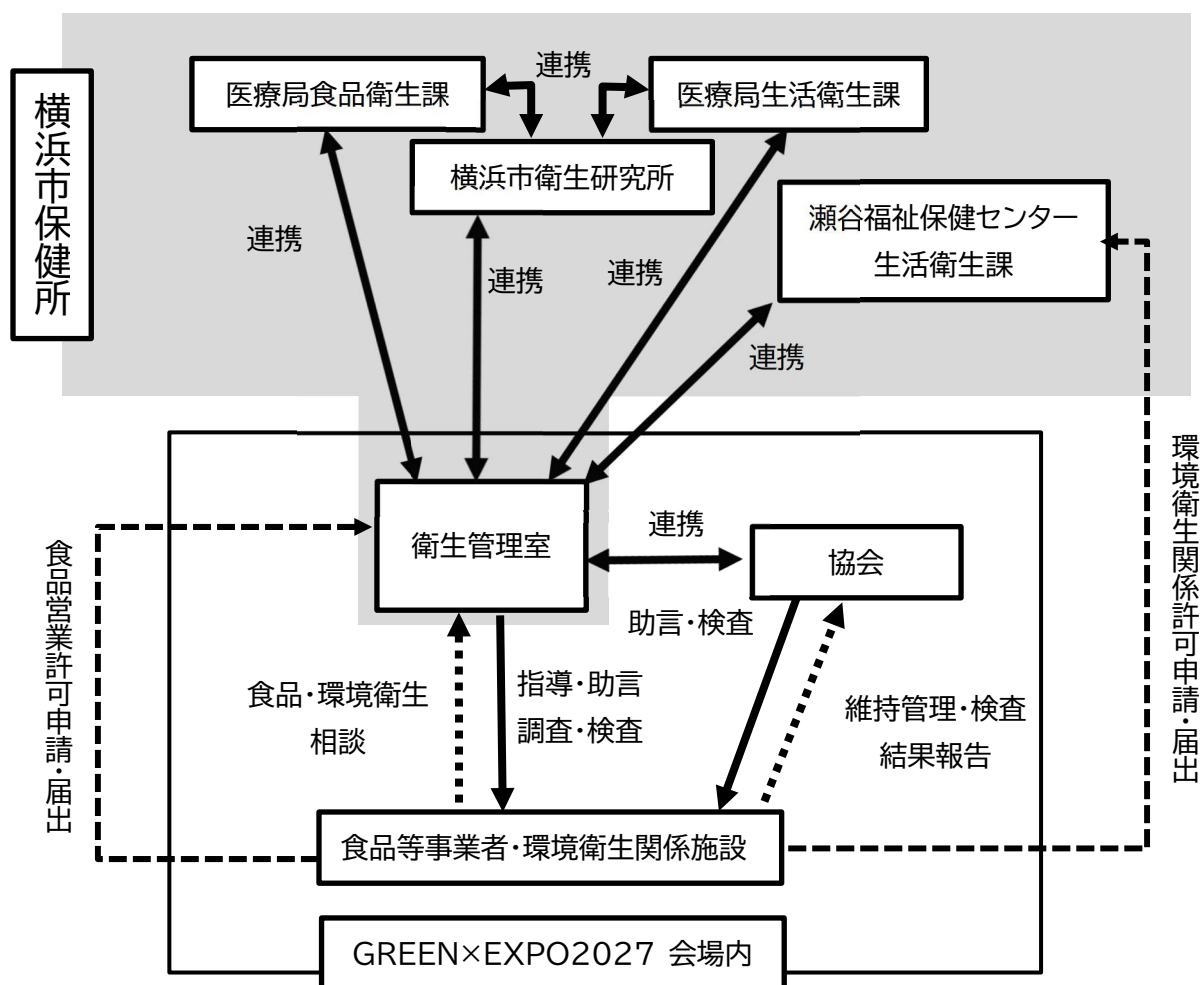
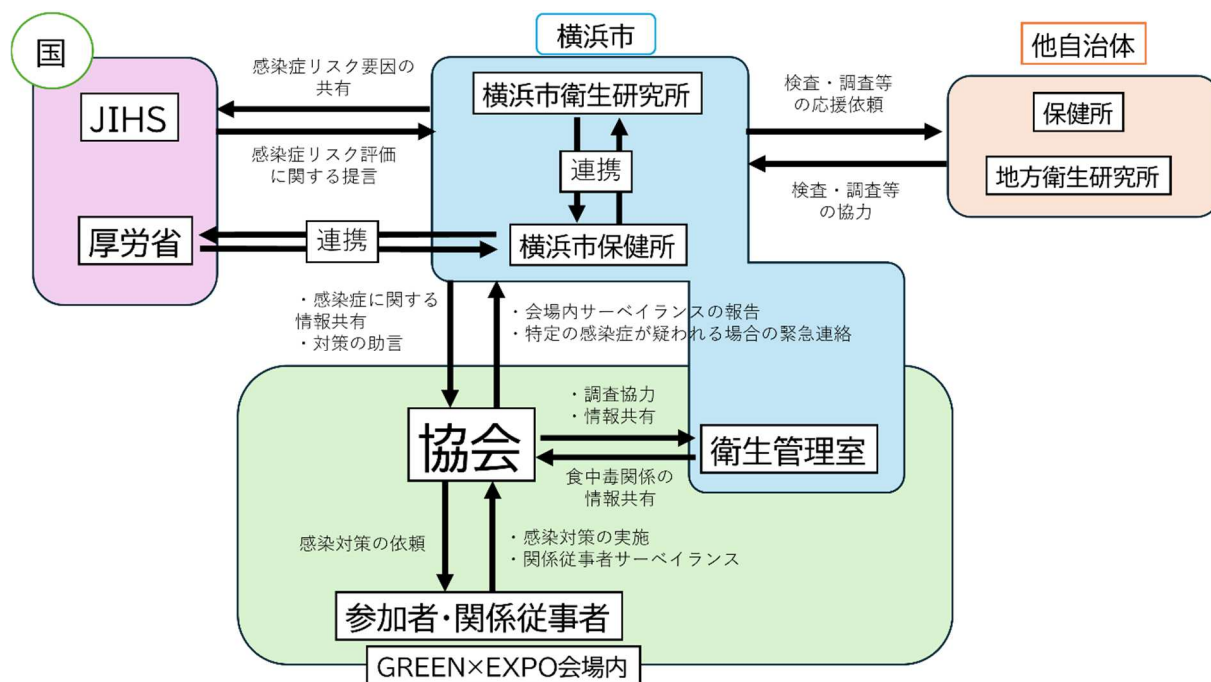


図2 協会、横浜市保健所等の関係図（感染症関係）



別表1 主な感染症とその消毒方法

感染症	消毒のポイント	消毒法
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱	・ 厳重な消毒が必要 ・ 患者の血液、分泌物、排せつ物及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。	・ 次亜塩素酸ナトリウム0.05～0.5%（500～5,000ppm）で清拭※1又は30分間浸漬 ・ アルコール70%で清拭、又は30分間浸漬 ・ 80℃・10分間の熱水
ペスト	肺ペストは飛まつ感染であるが、患者に用いた機器や患者環境を消毒する。	・ 次亜塩素酸ナトリウム0.01～0.1%（100～1,000ppm）に30～60分間浸漬 ・ 塩化ベンザルコニウム0.2%で清拭、又は30分間浸漬 ・ アルコールで清拭 ・ 80℃・10分間の熱水
痘そう（天然痘）	患者環境などを消毒する。	エボラ出血熱と同様
急性灰白髄炎（ポリオ）	患者、感染者のふん便、咽頭拭い液で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	・ エボラウイルスよりも消毒薬に対する耐性が高い。 ・ 次亜塩素酸ナトリウム
重症急性呼吸器症候群（SARS）	患者からの飛まつ物、排せつ物、血液、及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。	エボラ出血熱と同様
中東呼吸器症候群（MERS）	患者からの飛まつ物、排せつ物、血液、及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。	エボラ出血熱と同様
鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）	患者の飛まつ物で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	・ 次亜塩素酸ナトリウム※2 0.02～0.1%（200～1,000ppm）で清拭 ・ アルコール70%で清拭 ・ 80℃・10分間の熱水
結核	結核菌は飛沫あるいは空気感染であり、高濃度の結核菌に汚染されていない限り、原則として器物や環境の消毒は必要ない。活動性結核患者に使用した機器は消毒を行う。実験室等全体が汚染されている場合、燻蒸を行う。	・ アルコール70%で清拭、又は30分間浸漬 ・ ホルマリン燻蒸（1時間～3時間） ・ 95℃・10分以上の熱水
ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛まつ感染であるが、患者に用いた機器や患者環境を消毒する。	ペストと同様
感染性胃腸炎（ノロウイルス）	患者の便や吐物で汚染された箇所を消毒する。	・ 次亜塩素酸ナトリウム0.02～0.1%（200～1,000ppm）に30～60分間浸漬 ・ 85℃～90℃、1分以上の熱水 ※ アルコールは効果が薄い。
インフルエンザ	患者環境などの消毒を行う。	アルコールで清拭
新型コロナウイルス	患者環境などの消毒を行う。	・ 次亜塩素酸ナトリウム0.05%（500ppm）で清拭 ・ アルコールで清拭 ・ 80℃・10分間の熱水

※1 血液などの汚染に対しては0.5%（5,000ppm）また明らかな血液汚染がない場合には0.05%（500ppm）を用いる。

※2 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日、平成30年6月21日一部改訂）も参照すること。